

豊田工業高等専門学校試験及び学業成績評価規程

制 定 昭和57年4月1日

最終改正 令和6年2月13日

(趣旨)

第1条 豊田工業高等専門学校における試験（課題研究の対象となる技能検定等の団体受検を含むすべての試験）及び学業成績の評価は、この規程に基づいて行うものとする。

(試験)

第2条 定期試験は、年2回各学期末に行う。

2 中間試験は、授業科目担当教員が必要と認める場合に、各学期に1回適切な時期に行う。

3 追試験は、病気、事故その他やむを得ない理由により、定期試験又は中間試験等を受けることができなかった者について行う。

4 前各号の規定にかかわらず平素の成績で評価できる授業科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

第3条 正当な理由なく試験を受けなかった者、試験中不正行為のあった者又は懲戒処分中のため試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができない。

第4条 試験中不正行為のあった者は、その当該試験の受験を停止させ試験を受けなかったものとして扱う。特に、定期試験期間において不正行為のあった者は、その時間以降の受験を停止させ、当該期間の全試験を受けなかったものとして処理する。

(学業成績の評価)

第5条 学業成績の評価は、履修が認定された授業科目について年2回、前学期末と後学期末とに行い、前者の結果を前学期成績、後者のそれを後学期成績という。また、通年科目については前学期並びに後学期の結果を総合して学業成績の評価とし、これを学年成績という。実験実習、製図、卒業研究等の通年科目及び校外実習、課題研究については、学年末のみに評価を行うことができる。

2 学期成績の評価は、当該学年各学期全期間の成績を対象に、学年成績の評価は、当該学年全期間の成績を対象にそれぞれ100点を満点として評価する。

3 学業成績の評価は、定期試験、小テスト、課題、レポート等の成績によって達成度を判断して行う。

4 学業成績の評価は、授業科目ごとにシラバスに明記された評価方法に基づいて行う。

5 授業時間数及び欠課時間数には、中間試験の時間数を含む。この場合90分の試験は2単位時間、120分の試験は3単位時間に換算する。

6 2単位時間（90分）授業の場合、遅刻、早退は計3回をもって欠課2単位時間とする。ただし、30分以上の時間を遅刻、早退した場合、当該授業は欠課とする。また、1単位時間授業の場合の遅刻、早退の取扱いは、2単位時間授業に準ずる。

第6条 学期成績及び学年成績の評定は、A、B、C又はFとする。評語及び評点は評定に応じて次表のとおりとする。

評定	評 語	評 点
A	優	85 点以上
B	良	70 点以上 85 点未満
C	可	60 点以上 70 点未満
F	不可	60 点未満

- 2 前条第2項成績の評価が60点以上の授業科目については、学期成績及び学年成績の評定をA、B又はCとし単位の修得を認定し、60点未満の授業科目については、評定をFとし単位の修得を認定しない。
- 3 学期成績及び学年成績を指導要録に記載する場合には、第1項の規定にかかわらず、Aは優、Bは良、Cは可とする。
- 4 学期成績及び学年成績については、成績通知日に個票を配布する。通知された成績の内容に疑義がある場合、当該学生は指導教員を通じて教務係に申立てることができる。この疑義に関する申立て期間は、成績通知日から起算し、3日以内とする。

(雑則)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 豊田工業高等専門学校課程修了の認定（学業成績評価）規程（昭和40年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。